

- 暴力団員等
- 役員に暴力団員等がある法人
- 暴力団員等から
資金の提供を受けた個人・法人

は、買受人になれません。
(民事執行法 71条5号)

入札の際、入札書ごとに
下記の各書面の提出が必要です。

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。
- ※ 記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。
※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

- ※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。
- ※ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、個人番号 (マイナンバー) や住民票コードが記載されていないものを提出してください。
- ※ 入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し

(宅地建物取引業者の場合)

- ※ 有効期限内のものを提出してください。
- ※ この写しを提出する場合でも、陳述書・住民票・資格証明書の提出は別に必要です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 24 日

奈良地方裁判所葛城支部執行係

裁判所書記官 吉 岡 紀 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 15 日から 令和 8 年 10 月 22 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 奈良地方裁判所葛城支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 9 時 50 分 場 所 奈良地方裁判所葛城支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 24 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7,080,000 5,664,000	一括	1,416,000	55,641	0
1	3,530,000				
2	3,550,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本
地 番 2211番2
地 目 宅地
地 積 546.23平方メートル
- 2 所 在 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2211番地2
家屋 番号 2211番2
種 類 居宅
構 造 木造セメントかわらぶき2階建
床 面 積 1階 68.31平方メートル
2階 60.45平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 約19.8平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 7月24日

奈良地方裁判所葛城支部執行係

裁判所書記官 吉 岡 紀 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地（地番2634番2）の一部を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



811*

物 件 目 録

- 1 所 在 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本
地 番 2211番2
地 目 宅地
地 積 546.23平方メートル
- 2 所 在 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2211番地2
家屋 番号 2211番2
種 類 居宅
構 造 木造セメントかわらぶき2階建
床 面 積 1階 68.31平方メートル
2階 60.45平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 約19.8平方メートル



令和 8 年(ケ)第 12 号
令和 8 年 4 月 13 日受理
令和 8 年 5 月 21 日提出

現況調査報告書

奈良地方裁判所葛城支部

執行官 上田 浩正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 |
| | 地 番 | 2 2 1 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 4 6. 2 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 2 2 1 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 2 2 1 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメントかわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 8. 3 1 平方メートル
2 階 6 0. 4 5 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	吉野郡大淀町大字桧垣本2211番地の2			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 地図（法第14条第1項）のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：車庫 構造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床面積：約19.8平方メートル			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 車庫付き居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 ☐ ある			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

1 表札等の表示

(1) 表札の表示

所有者の姓の表示及び所有者が過去に経営していた会社名の表示が見受けられる。

(2) 郵便受けの表示

表示は見当たらない。

2 目的土地の状況

(1) 目的土地は目的建物の敷地となっている他、東部に駐車スペースが存在し、カーポートが設置されている。

(2) 目的土地内には起伏があり、北西部は他の部分よりやや低く位置している（別紙土地建物位置関係図参照）。また、目的土地は南西側道路との間の介在地（2211番15）よりやや高く位置しており、その境界辺りには擁壁が築造されている。

(3) 目的土地を概測したところ、その形状はおおむね地積測量図のとおりであると思料されるが、周囲の土地との境界標は見当たらなかった。

(4) 中和土木事務所担当課職員から聴取したところによれば、目的土地の南西側及び南東側道路はいずれも建築基準法上の道路である。接道状況の詳細については評価人作成の評価書を参照されたい。

3 目的建物の状況

(1) 主である建物の形状は建物図面とほぼ一致した。

(2) 目的土地の北西部に車庫が建築されている。車庫は登記されていないが、目的土地に定着した建造物と見受けられ、主である建物と同一の所有者に帰属し、主である建物と場所的近接性を有し、主である建物の常用に供されるものと認められることから、これを附属建物として報告する。

(3) 目的建物は現に車庫付き居宅として使用されており、その内部の状況は別紙添付写真のとおりである。

(4) 内壁や天井に亀裂が散見される。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 目的建物は私と妻の住居として使用しています。 2 表札に表示のある会社は、私が以前経営していた会社ですが、今は会社が目的建物を使用している事実はありません。 3 目的土地の北西部にある車庫は、平成25年頃に私が建築したものです。 4 車庫への自動車の出入りの際には、西側に隣接する他人所有地(2634番2)の一部を通行していますが、対価の支払などはしておらず、対価の支払を求められたこともありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

所有者の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が車庫付き居宅として使用、占有しているものと認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年4月13日 14:10-14:25	大淀町役場	課税資料等調査
8年4月13日 14:35-14:45	物件所在地	物件及び占有確認
8年4月13日 15:15-15:40	奈良地方法務局 五條支局	公図等調査
8年4月13日 16:25-16:35	中和土木事務所	道路等調査
8年4月17日 8:30-8:35	当庁	所有者の妻と通話
8年4月30日 10:50-11:40	物件所在地	立入調査, 評価人帯同 (所有者及びその妻と面談)
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

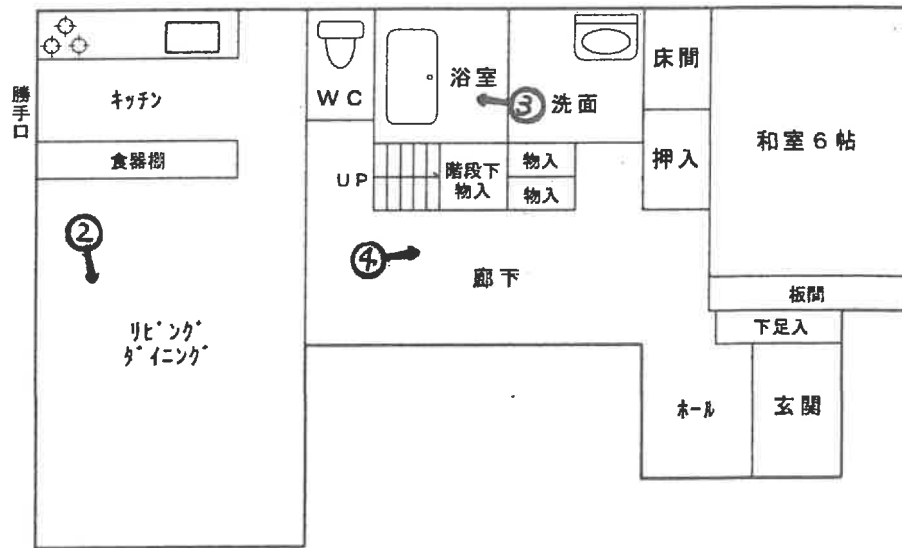
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

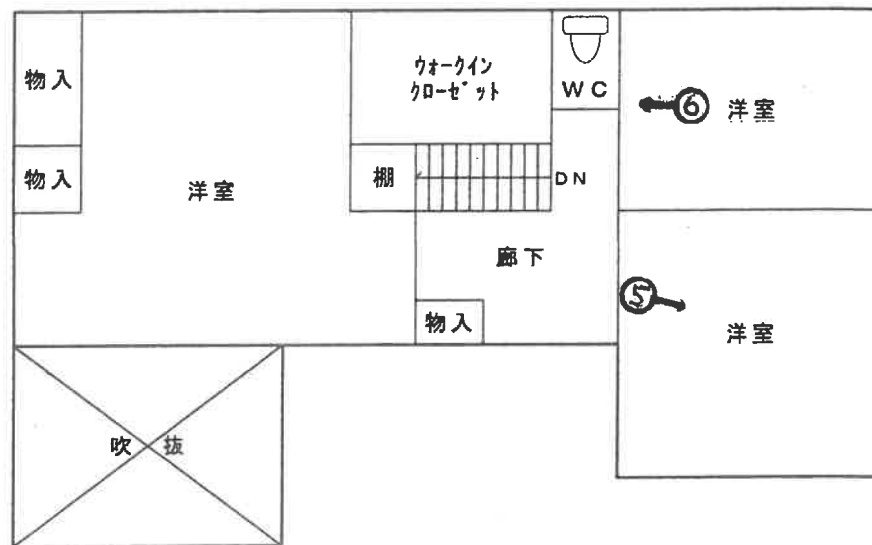
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

間 取 図

1 階

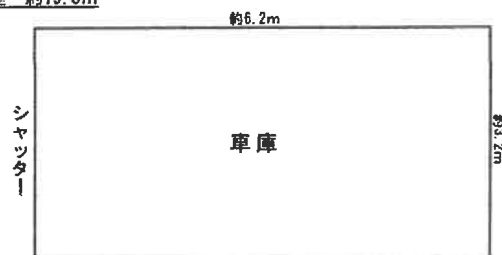


2 階



附属建物（未登記）車庫

軽鋼骨造垂鈴付柱網板ぶき平家建 約19.8㎡



(←○写真撮影場所・方向)

※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

(8 枚目)

目的建物
(主である建物)

カーポート

未登記附属建物

擁壁
(高低差)



①



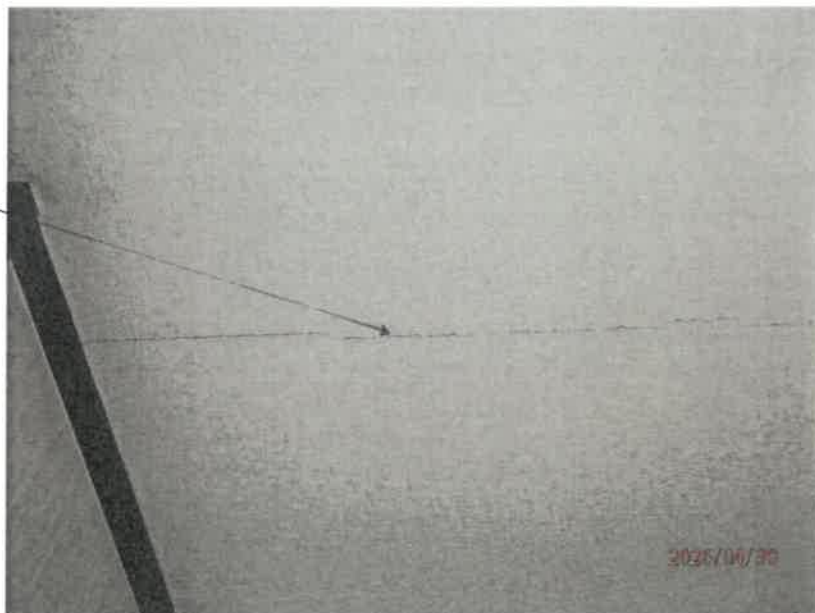
②



③

(9 枚目)

天井の亀裂



④



⑤

内壁の亀裂



⑥

(10枚目)

令和8年(ケ)第12号

令和8年4月30日 現地調査

令和8年5月29日 評 価

奈良地方裁判所 葛城支部 御中

評 価 書

(土地・建物用)

評価人 不動産鑑定士

栗 山 恒

第1 評価額

一括価格	
金7,080,000円	
内訳価格	
物件1	金3,530,000円
物件2	金3,550,000円

1. 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録に記載のとおり	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録に記載のとおり	特記事項欄に記載のとおり
特記事項			
① 目的土地の北西側部分に以下のとおりの未登記の附属建物が存する。 種 類：車庫 構 造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床 面 積：約19.8㎡（概測による） 建築時期：平成25年頃（所有者の陳述による） ② 上記車庫への自動車の出入りの際には、目的土地の西側にて隣接する他人所有地の一部を通行する必要がある。 ③ 目的土地の東側部分にカーポートが設置されている。			

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	近鉄吉野線「下市口」駅の北方約1.1km（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	県道沿いに住宅、店舗、事業所等が見られる地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等による個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 法22条指定区域 都市計画道路「山手線」 周知の埋蔵文化財包蔵地「遺物散布地」
画地条件	地積 間口・奥行 形状 接道状況	「第3 目的物件」に記載のとおり。 東側間口約11.6m、奥行最大約34.9m 不整形地 東側道路とほぼ等高に接面する。
接面道路の状況	東側：幅員約 11m 県道（建築基準法42条1項1号道路） 南側：幅員約 7.5m 県道（建築基準法42条1項1号道路） ※特記事項欄参照	
土地の利用状況等	土地利用状況 隣地の状況	住宅の敷地 一般住宅
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	あり なし あり
土壌汚染等	閉鎖登記簿謄本によると、過去に土壌汚染懸念施設が存在したとは推定できない。昭和60年発行の住宅地図によると目的土地付近に建物の表示はないが、北側隣接地に「鉄材置場」の表示が認められる。目的物件及びその周辺においては、土壌汚染対策法上の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定並びに水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出はない。土壌汚染の有無及びその程度は不明であり、専門機関による詳細な調査を行わなければ確定できない。	
特記事項	① 目的土地と南側県道の間に奈良県が所有する2211番15の土地が介在している。吉野土木事務所用地・管理課にて確認したところ、2211番15の土地は、行政財産として奈良県が管理しているが、県道としての供用（道路認定）はなされていないとのことであった。また、目的土地と当該土地との境界付近に存する擁壁（高さ約0.7m）については、奈良県が施工したものであるか否か不明であるとのことであった。 ② 目的土地内（主である建物と附属建物との間付近）に、約0.6mの段差が生じている。 ③ 目的土地の北西端付近にて僅かに町道と接面する。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期、 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成10年月日不詳新築 約 29 年 約 1 年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 セメント瓦葺 モルタル、塗材吹付け等 クロス等 クロス等 フローリング、畳等 特記すべき設備はない。 特になし
床面積(現況)	「第3 目的物件」に記載のとおり。	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 4LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	所有者が居宅（車庫付き）として使用している。	
特記事項	① 内壁及び天井の各所に亀裂が認められたほか、建物の損傷及び劣化の状態は概ね経年相応程度と料する。 ② 附属建物の仕様等は次のとおり。 建築年月日：平成25年頃、経過年数：約14年 経済的残存耐用年数：約6年 構造：軽量鉄骨造、屋根：亜鉛メッキ鋼板葺、外壁：鋼板 内壁：鋼板、天井：鋼板、床：コンクリート 現況用途：車庫、品等：普通、保守管理の状態：普通 ③ 建物にアスベスト等の有害物質が使用されているか否かは不明である。 ④ 建物の耐震性については、目視した範囲ではその程度を判定することは困難である。なお、建築基準法の新耐震基準は昭和56年（1981年）6月1日施行されている。 ⑤ 奈良県中和土木事務所にて確認したところ、目的土地を敷地とする建物に係る建築計画概要書が存するが、検査済み証の発行はないとのことであった。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	23,200	0.78	546.23	0.85	8,402,000

ア. 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 奈良大淀－2

価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)

22,700 × 99 / 100 × 100 / 100 × 100 / 97 ≒ 23,200

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標 準 化 補 正 : 標準的 1.00

◇ 地 域 格 差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
100 / 95 × 100 / 100 × 100 / 102 × 100 / 100 ≒ 100 / 97

イ. 個別格差：画地条件 0.78 （角地1.02、規模0.80、形状0.95）

ウ. 地積：「第3 目的物件」に記載のとおり。

エ. 建付減価補正率：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2・主である建物	150,000	128.76	0.07	1,352,000
2・附属建物	80,000	19.8	0.23	364,000

計 1,716,000

ウ．現価率

2・主である建物

経過年数29年、経済的残存耐用年数1年、経済的全耐用年数30年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} 1 \text{年} / \text{経済的全耐用年数} 30 \text{年}) \} \times (1 - \text{観察減価 } 0.20) \div 0.07$$

2・附属建物

経過年数14年、経済的残存耐用年数6年、経済的全耐用年数20年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} 6 \text{年} / \text{経済的全耐用年数} 20 \text{年}) \} \times (1 - \text{観察減価 } 0.30) \div 0.23$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (千円未満四捨五入) ア×イ (円)
1	8,402,000	0.40	法定地上権	3,361,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五 入、最低額1万円) (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	8,402,000	－ 3,361,000	1.00	1.00	0.70	3,530,000
2	1,716,000	＋ 3,361,000	1.00	1.00	0.70	3,550,000
一括価格 (合計)						7,080,000

ウ. 占有減価修正

占有減価修正の必要はないと判断した。

エ. 市場性修正

市場性修正の必要はないと判断した。

オ. 競売市場修正

第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示標準価格

標準地番号 : 奈良大淀－2

所在・地番 : 吉野郡大淀町大字下渕1635番171

価 格 : 22,700円/㎡

位 置 : 近鉄吉野線「下市口」駅 1.3km

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 146㎡

供給処理施設 : 水道、下水

接 面 街 路 : 北4.4m町道

用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率150%）

地域の概要 : 一般住宅が建ち並ぶ丘陵地の閑静な住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 : 7,155,066円

物件2 : 1,968,740円（主である建物）

201,554円（附属建物、課税床面積：19.84㎡）

第7 附属資料

1. 位置図
2. 付近見取図
3. 公図写し
4. 地積測量図写し
5. 建物図面写し
6. 土地建物位置関係図
7. 間取図

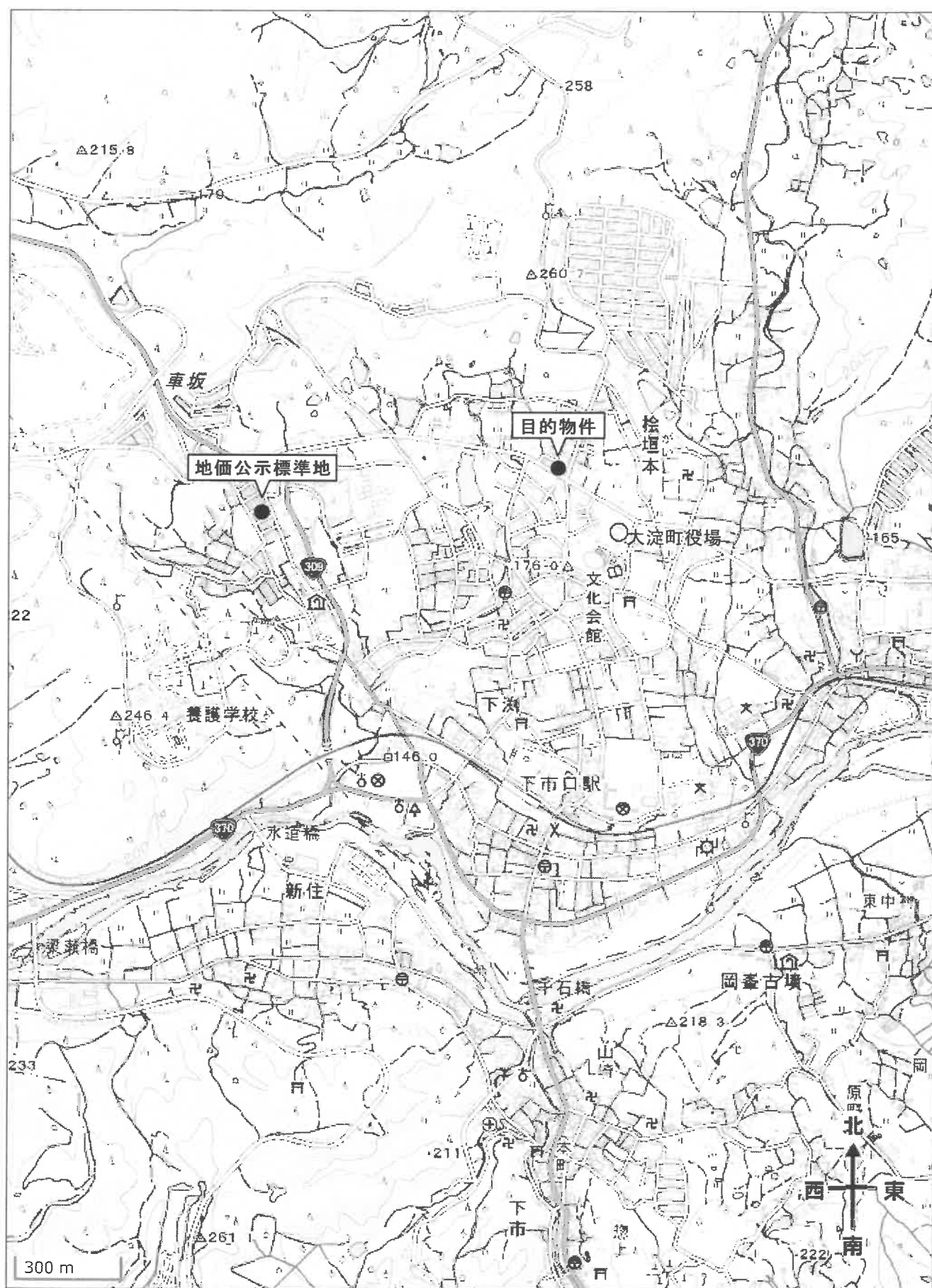
物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 |
| | 地 番 | 2 2 1 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 4 6 . 2 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 2 2 1 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 2 2 1 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメントかわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 8 . 3 1 平方メートル
2 階 6 0 . 4 5 平方メートル |

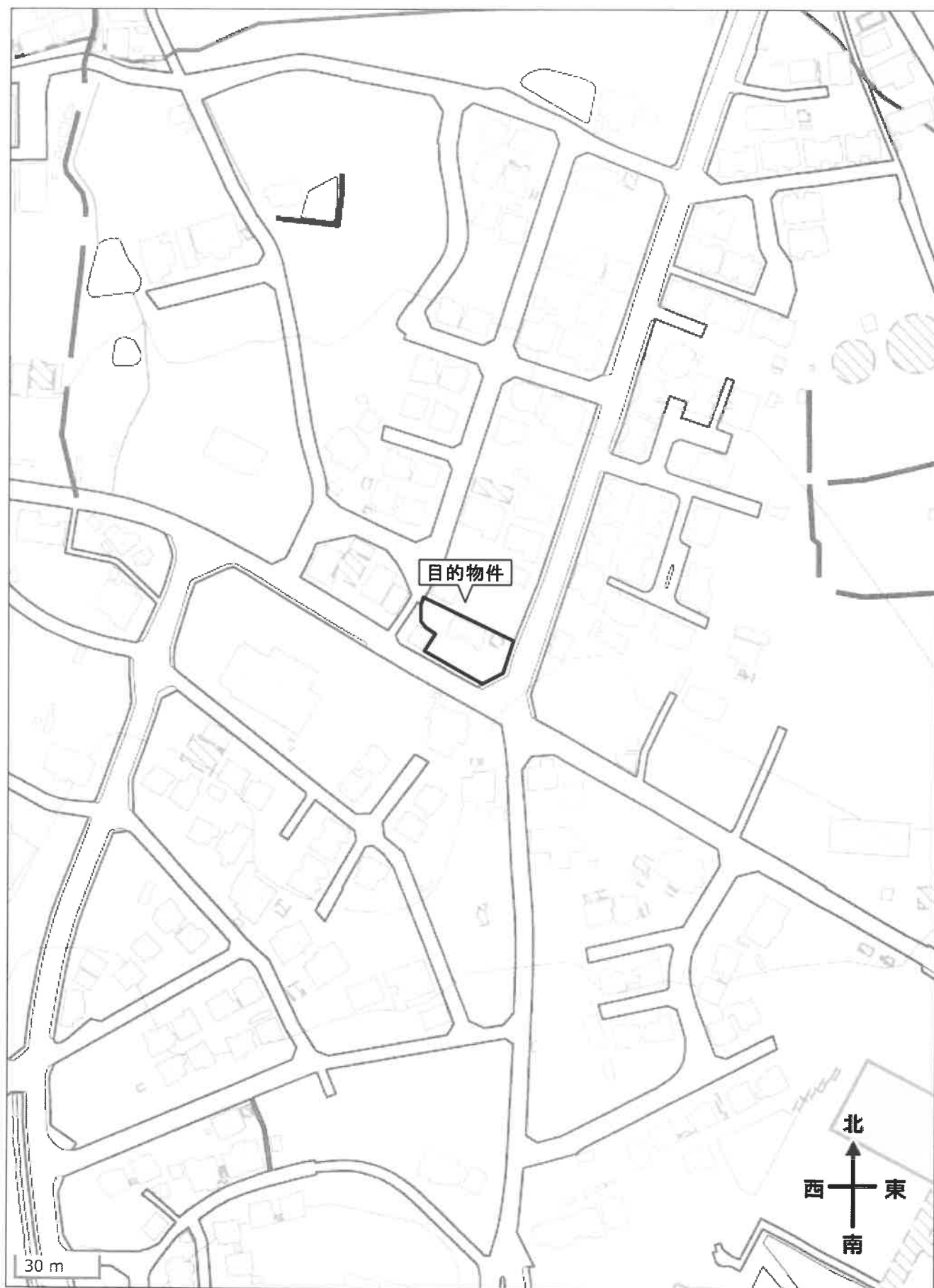


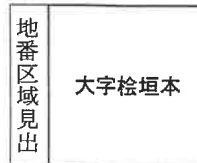
地理院地図

GSJ Maps



地理院地図
GSI Maps





これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

公用

登記年月日：平成10年4月16日

32106

2211-2

地積測量図

地番	2211-15
土地の所在	吉野郡大淀町大字松垣本

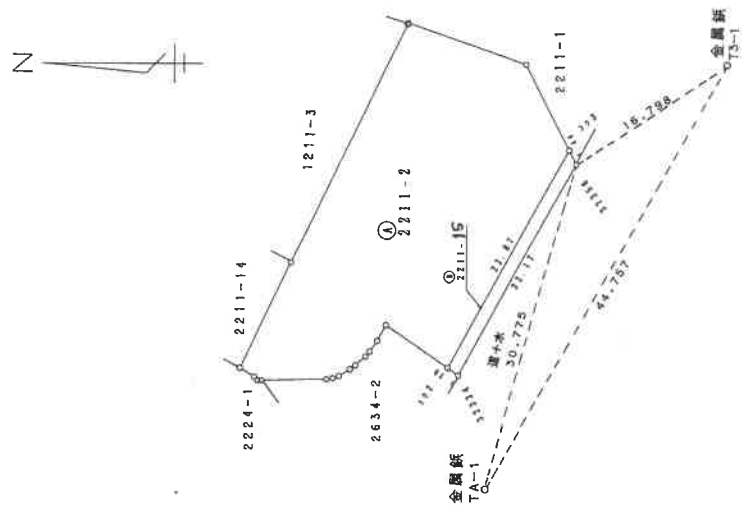
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月20日 奈良地方裁判所五條支局

登記官

地番 ① 2211-15 地目				
測点名	X座標	Y座標	距離	
32334	-178655.446	-19247.768	22.17	
32356	-178706.277	-19228.414	1.44	
323	-178705.521	-19227.132	22.87	
322	-178694.450	-19247.098	1.20	
倍面積				53.952272
面積				26.9761360
地積				26.97
坪数				8.16

地番 ① 2211-2	合計面積	残地
573.2098615	26.9761360	546.2337455
	地積	546.23

地番 ① 2211-2	面積
① 2211-2	546.2337455
② 2211-15	26.9761360



点名	X座標	Y座標
TA-1	-178697.868	-19258.018
TS-1	-178720.427	-19219.362

作製者 (平成一〇年四月十日作製)

申請人

縮尺 1/500

10.4.18

登記年月日：平成24年7月4日

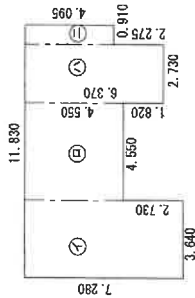
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年4月20日 奈良地方裁判所五條支部

登記官

各階平面図 建物図面

家屋番号	2211番2
建物の所在	吉野郡大淀町大字松垣本2211番地2

1階

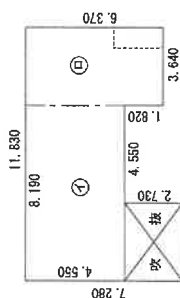


求積表

①	7.280 × 3.640	= 26.499200
②	4.550 × 4.550	= 20.702500
③	6.370 × 2.730	= 17.390100
④	4.095 × 0.910	= 3.726450

計 68.318250
床面積 1階 68.31㎡

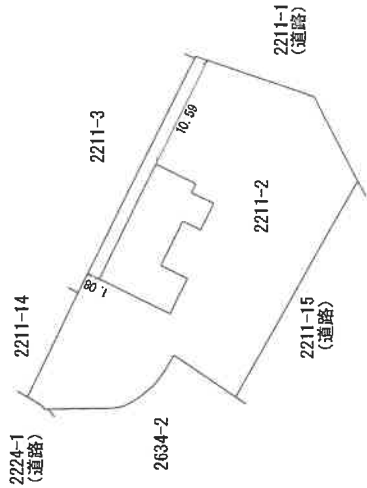
2階



求積表

①	4.550 × 8.190	= 37.264500
②	6.370 × 3.640	= 23.186800

計 60.451300
床面積 2階 60.45㎡



作成者

(平成 24年 6月 27日作成)

縮尺

1 / 250

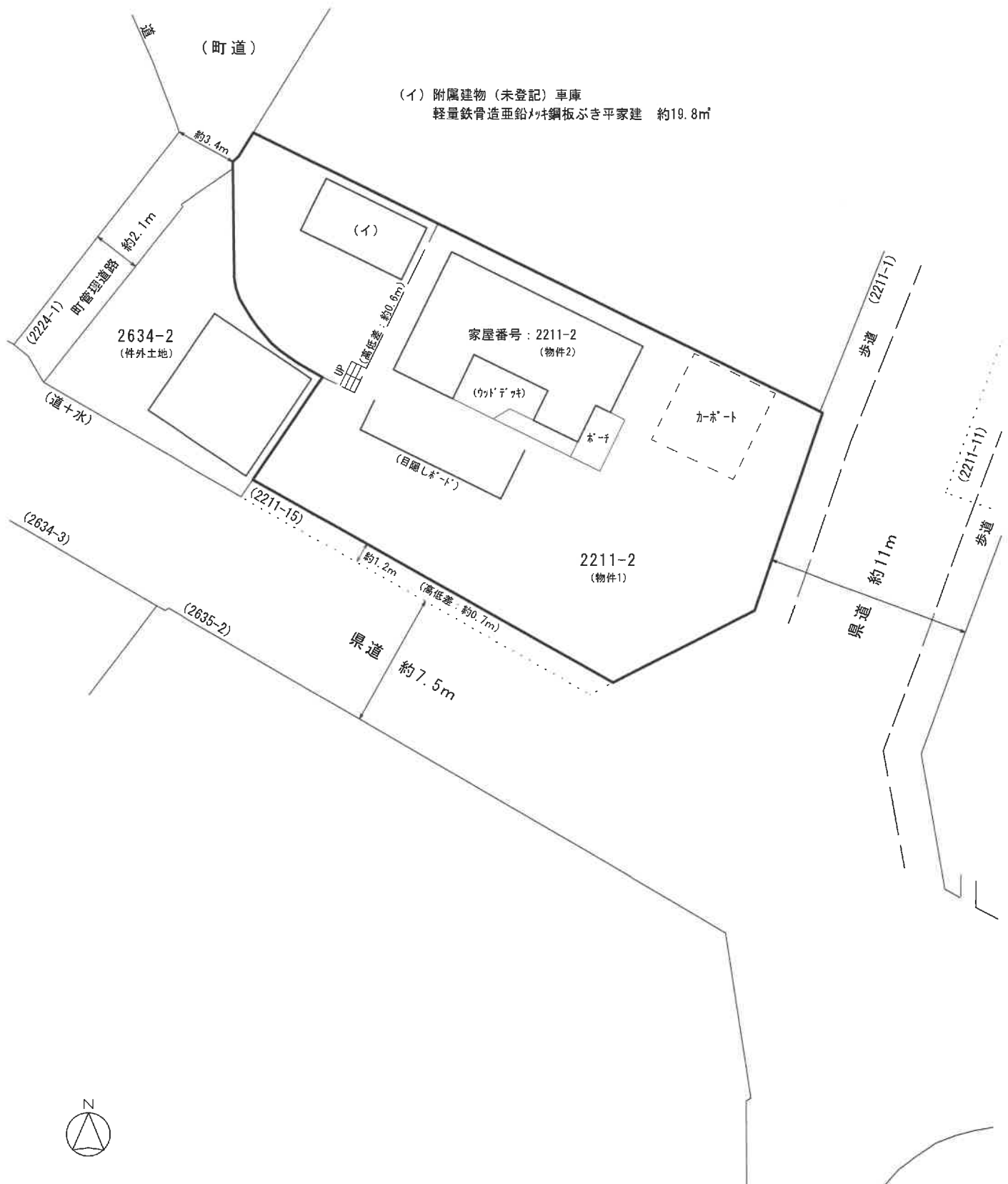
申請人

縮尺

1 / 500

土地建物位置関係図

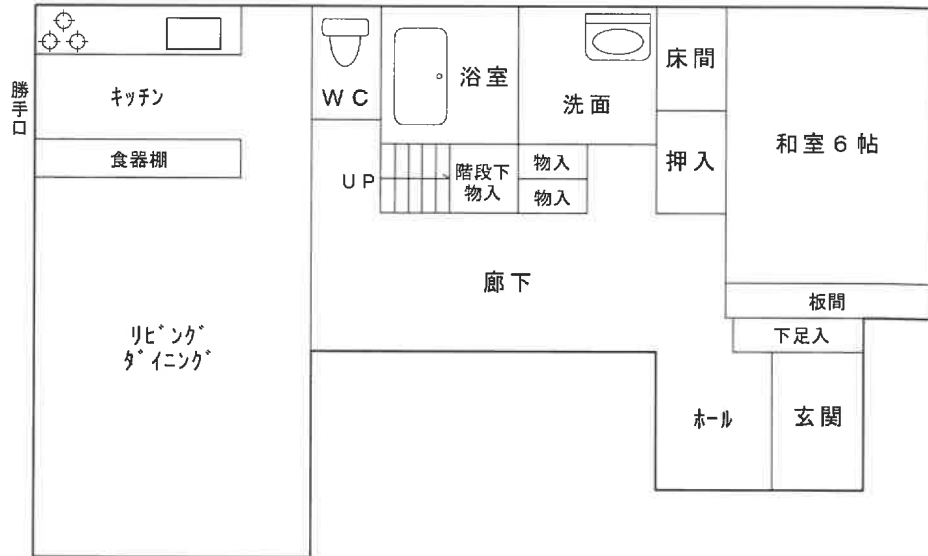
所在 吉野郡大淀町大字桧垣本2211-2



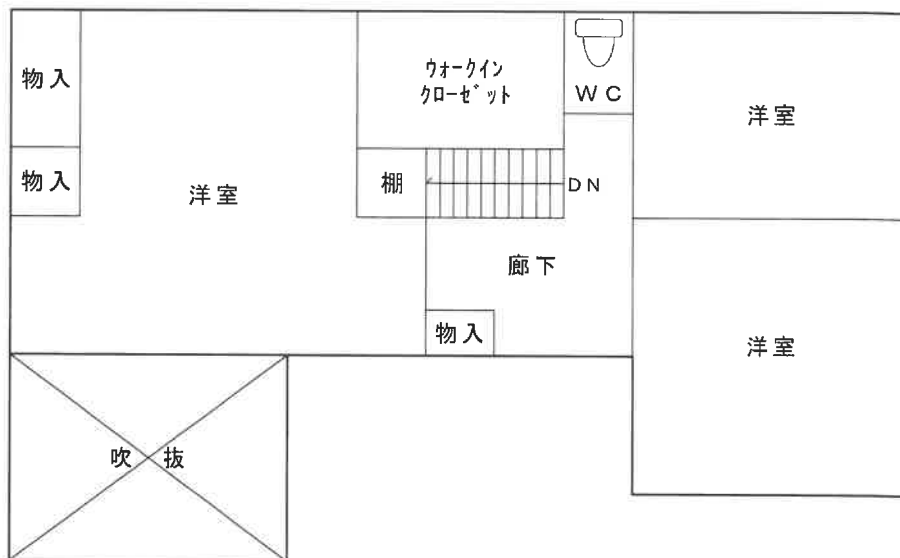
※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

間 取 図

1 階

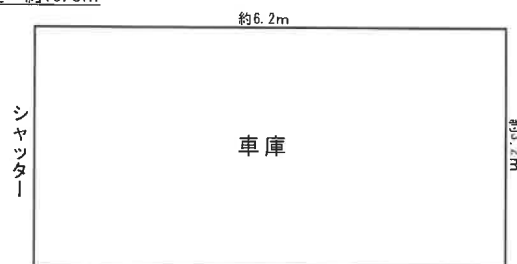


2 階



附属建物（未登記）車庫

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 約19.8㎡



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。